

不育症、不妊症と診断された夫婦への 医療費助成について

不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻が確認できる法律上の夫婦で、指定医療機関において不育症と診断された方 ●不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ●治療および申請日において、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方
補助金額	一年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得額(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)

一般不妊治療費助成について

助成内容	一般不妊の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻が確認できる法律上の夫婦で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断された方 ●不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ●治療および申請日において、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方
補助金額	一年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得額(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。
 ※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)については、津島保健所☎(26)4137にお問い合わせください。

【所得額について】

所得額＝所得合計額(年間収入金額－必要経費)－8万円(社会保険料等相当額)－諸控除額

【申請の受付】

令和2年3月診療分から令和3年2月診療分までを、令和3年3月15日(月)までに申請してください。

◆ 骨髄提供者助成事業を開始しました ◆

骨髄提供者の負担を軽減するため、骨髄などの提供に要した日数に応じて骨髄提供者および骨髄提供者が勤務する事業所に対して助成を行います。

▶補助対象・金額／

- 提供日に市内に住所があり、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄などの提供が完了した方…1日あたり2万円
- 提供者を雇用している国内事業所…1日あたり1万円

※各上限7日

▶申請／

骨髄などの提供が完了した日から1年以内に、所定の申請書に必要書類を添付の上、健康推進課へ提出してください。